令和６年１０月から児童手当制度が変わります。

　児童手当法の改正に伴い、令和６年10月分から児童手当制度が下記のとおり拡充されます。拡充後の手当を受給するためには申請が必要な場合がありますので、裏面のフローチャートでご確認いただき、申請手続きの要否の確認を行ってください。
　申請書等は**令和６年９月30日**までに白糠町役場子育て支援係または庶路支所に提出ください。

主な変更	改正（拡充）前 ＜令和６年９月分まで＞	改正（拡充）後 ＜令和６年１０月分から＞
支給対象	15歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	あり	なし
手当月額	○3歳未満一律　15,000円 ○3歳から小学生修了まで 　第１子・第２子　10,000円 　第３子以降　15,000円 　中学生一律　10,000円 ○特例給付一律　5,000円 ○所得上限限度額以上　支給なし	○３歳未満 　第１・２子　15,000円 ○３歳以上高校生年代まで 　第１・２子　10,000円 ○第３子以降　30,000円
第３子の算定	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで ※監護していることが条件となります。 ※同居・別居は問いません。
支給月	３回（２月、６月、10月）	６回（偶数月）

例：20歳の大学生1名
16歳の高校生1名
7歳の小学生1名

拡充前

算定対象外	第１子	第２子
支給対象外	支給対象外	10,000円

拡充後

第１子	第２子	第３子
支給対象外	10,000円	30,000円

【重要】
※令和６年９月３０日までに認定請求が却下された方又は受給資格が却下・消滅した方は改めて支給認定を受ける必要があります。
※大学生年代（H14.4.2生～H18.4.1生）または高校生年代で白糠町に住民票のない児童を監護している方につきましては、「監護相当・生計費の負担についての確認書」「別居監護申立書」「児童が居住している住民票」の提出が必要です。
※監護とは、生活費等の経済的負担をしている世帯で、0歳から大学生年代の子を含めて、子の人数が３人以上となる場合には、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することで、多子加算の増額が適用されます。
※「大学生年代」の子を含めた人数が、３人以上とならない場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出は必要ありません。

児童手当　手続きフローチャート（令和６年10月から）

現在、白糠町から児童手当（特例給付）を受給していますか？

- いいえ → **児童を養育している方が父と母の場合、所得の高い方の職業は公務員ですか？**
  - はい → **勤務先にお問合わせください**
  - いいえ → **所得の高い方の住所地は白糠町ですか？**
    - いいえ → **所得の高い方の住所地にお問合わせください**
    - はい → **養育する児童の兄姉（H14.4.2生まれ〜H18.4.1）がいて、その人を含めて３人以上の児童がいますか？**
      - はい → 提出書類　※申請が必要です。
        - ●認定請求書※1
        - ●監護相当・生計費の負担についての確認書
      - いいえ → 提出書類　※申請が必要です。
        - ●認定請求書※1
- はい → **高校生年代の児童がいますか？**
  - はい → **高校生年代の児童は算定児童※2として登録されていますか？**
    - はい → （養育する児童の兄姉の質問へ）
    - いいえ → **養育する児童の兄姉（H14.4.2生まれ〜H18.4.1）がいて、その人を含めて３人以上の児童がいますか？**
      - はい → 提出書類　※申請が必要です。
        - ●額改定請求書
      - いいえ → 提出書類　※申請が必要です。
        - ●額改定請求書
  - いいえ → **養育する児童の兄姉（H14.4.2生まれ〜H18.4.1）がいて、その人を含めて３人以上の児童がいますか？**
    - いいえ → **自動更新を行いますので、申請不要です。**
    - はい → 提出書類　※申請が必要です。
      - ●額改定請求書
      - ●監護相当・生計費の負担についての確認書

※１　認定請求書には、①健康保険証②口座情報のわかるもの（通帳の写し等）を添付してください。

※２　算定児童とは・・・児童手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。制度改正前は高校生年代が対象。
別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。

お問合先
白糠町役場 保健福祉部 健康こども課 子育て支援係
電話番号　01547-2-2171（内線522）